

北九州広域都市計画地区計画の変更(北九州市決定)

都市計画千代ヶ崎一丁目地区地区計画を次のように変更する。

名 称	千代ヶ崎一丁目地区地区計画	
位 置	北九州市八幡西区千代ヶ崎一丁目地内	
面 積	約5.4ha	
地区計画の目標	<p>当地区は、JR折尾駅から北東約1.2キロメートルに位置し、民間開発事業により道路や公園等の基盤整備がなされ、良好な低層住宅地が形成されている。</p> <p>そこで、本地区計画は、この良好な居住環境の保全を図るとともに、さらに安全で快適な低層住宅地として一層の居住環境の向上を目指す。</p>	
区域の整備・開発及び保全の方針	土地利用の方針	良好で低層・低密な戸建住宅地としての土地利用を図るため、過小宅地の防止に努める。
	建築物等の整備の方針	低層戸建住宅地としての良好な居住環境を保全するため、建築物の用途、敷地規模、高さ等必要な制限を定める。
地区整備計画	建築物等の用途の制限	<p>建築できる建築物は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>1 住宅(住戸の数が3以上の長屋を除く。次号において同じ。)</p> <p>2 住宅で、次に掲げるいずれかの用途を兼ねるもののうち、延べ面積の1/2以上を居住の用に供するもの(これらの用途に供する部分の床面積の合計が50㎡を超えるものを除く。)</p> <p>(1) 事務所</p> <p>(2) 日用品の販売を主たる目的とする店舗</p> <p>(3) 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの</p> <p>3 2住戸の共同住宅</p> <p>4 地区集会所又は診療所</p> <p>5 前各号の建築物に付属する車庫又は物置</p>
	建築物の敷地面積の最低限度	160㎡
	建築物等の高さの最高限度	10m

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

都市計画区域の変更に伴い、「北九州都市計画」を「北九州広域都市計画」に変更するものである。

当初：平成3年12月11日告示 第435号 変更(最終)：平成29年1月24日告示 第29-2号

北九州広域都市計画 千代ヶ崎一丁目地区地区計画の変更(北九州市決定)

S = 1/2,500



計画図



凡例

地区計画区域

